

厚岸町規則第35号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「主査の職務にある職員を除く」を「主査専門員、主任専門員又は主査の職務にある職員を除く」に、「主査の職務にある職員に限る」を「主査専門員、主任専門員又は主査の職務にある職員に限る」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。